

改正

平成19年12月10日条例第22号

芽室町男女共同参画推進条例

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、わが国は男女平等の実現に向けた取組を国際社会における取組と連動し進め、男女共同参画社会基本法や国内法令等を整備してきました。

芽室町においても、第3期芽室町総合計画で男女共同参画社会づくりを目標にし、男女ともに自立した、一人ひとり個性を尊重し合う社会の実現に向けて、特に女性が施策、方針の決定の場など社会の全ての分野に参画できる社会環境の整備を進めてきました。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が依然として存在し、多くの町民が家庭、地域、職場において男女間の不平等を感じている状況があります。さらに、セクシュアル・ハラスメントや配偶者等への暴力的行為など解決しなければならない課題も実在しています。

今、少子高齢化など私たちの生活をめぐる環境の急激な変化への対応や地方分権に伴う住民参加のまちづくりが求められる中、誰もが生き生きと安心して暮らせる豊かで活力に満ちた芽室町を築いていくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成は欠くことのできないものです。

ここに、私たちは、地域が一体となり、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者等の責務を明らかにして、町の施策の基本となる事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例においての用語の意味は、次のとおりです。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野に

参画する機会が確保され、男女が等しく政治、経済、社会及び文化的利益を受けることができ、ともに責任を担うことをいいます。

(2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野でどちらかの性に偏りがみられる場合、必要な範囲で、その性に対して積極的に参画するための機会を与えることをいいます。

(3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、当該者の就業等の環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいいます。

(4) 事業者等 町内において公私の団体を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行う者及び町内会などの団体をいいます。

(基本理念)

第3条 私たちは、次の基本理念に基づき、男女共同参画を推進します。

(1) 男女が、性別により差別されることなく、人権が尊重されること。

(2) 男女が、社会で活動するときに、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行の影響を受けないように配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、大事な意思決定の場などに参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、お互いに協力し、社会の支援を受け、家庭生活と職場や地域などでの社会生活を両立できること。

(5) 男女が、互いの性を理解し、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の生涯にわたる性と妊娠・出産に関する健康と権利が尊重されること。

(6) 社会のあらゆる分野における教育及び学習において、男女共同参画の重要性が認識されるように配慮されること。

(町の責務)

第4条 町は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、計画的に実施します。

2 町は、その他の施策の策定、実施に当たっても、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に配慮します。

3 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備し、財政上の措置を行うよう努めます。

4 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、町民、事業者等、国、北海道及び他の自治体と協力して取組みます。

(町民の責務)

第5条 町民は、男女共同参画社会についての理解を深め、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めます。

2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その事業活動等を行うに当たり、男女共同参画社会についての理解を深め、基本理念に基づき、男女の対等な参画機会の確保（積極的改善措置を含む。）、職場生活と家庭生活などを両立して行うことができる就業環境の整備など、男女共同参画を推進するよう努めます。

2 事業者等は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 誰もが、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、性別を理由とする権利侵害や差別的取扱いを行ってははいけません。

2 誰もが、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってははいけません。

3 誰もが、配偶者等のパートナーに対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってははいけません。

第2章 基本施策等

(基本計画)

第8条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「基本計画」という。）を策定します。

2 町長は、基本計画を策定又は変更するに当たり、あらかじめ、芽室町男女共同参画審議会の意見を聴くものとします。

3 町長は、基本計画を策定又は変更したときは、速やかに公表します。

(町の審議会等における積極的改善措置)

第9条 町は、町の審議会などの委員を任命する場合には、積極的改善措置を行うことにより、男女の均等を図るよう努めます。

(町民及び事業者等の理解を深める啓発活動)

第10条 町は、情報提供、広報活動などを通じて、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する町民及び事業者等の理解を深めるよう適切な啓発活動を行うよう努めます。

(町民及び事業者等の活動に対する支援)

第11条 町は、町民及び事業者等が行う男女共同参画の推進に関する取組に対し、情報提供、人材育成などの必要な支援を行うよう努めます。

(町民等からの申出)

第12条 町民及び事業者等は、男女共同参画を阻害すると思われることや推進するために必要と思われることがある場合は、町長に申出ることができます。

2 町長は、前項の申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切に対応するよう努めます。

(年次報告)

第13条 町長は、基本計画に基づいた男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、年次報告書等を作成し、公表します。

(調査研究)

第14条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施していくため、必要な事項について情報の収集、調査及び研究を行います。

第3章 芽室町男女共同参画審議会

(設置)

第15条 男女共同参画の推進を図るため、芽室町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、町長の諮問に応じ、次の事項を調査、審議します。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 男女共同参画の推進に関する重要事項

2 審議会は、男女共同参画の推進に関し必要と認める事項について、町長に意見を述べるすることができます。

(組織等)

第16条 審議会は、町長が委嘱する委員15人以内で組織し、委員の一部は、公募した町民の中から委嘱します。

2 委員の選任は、男女の構成比が同数となるよう努めます。

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任を妨げません。

- 4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選することとします。
- 5 会長は、会務を総理し、審議会を代表することとします。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理することとします。

(会議)

第17条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となります。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席をもって成立することとします。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決まり、可否同数の場合は会長が決めることとします。
- 4 審議会は、公開とします。

(庶務)

第18条 審議会の庶務は、企画財政課において処理します。

第4章 補則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行します。

附 則 (平成19年条例第22号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。